

令和元年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

(当 初 追 加)

提 出

令和元年 9 月 2 日

印刷物番号

3 1 - 3 9

も く じ

議案第 6 7 号	大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について-----	1
議案第 6 8 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について-----	1 8

議案第67号

大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため。

大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第8条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第9条—第18条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第19条・第20条）

第5章 雑則（第21条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当をいう。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、行政職給料表（別表第1。以下「給料表」という。）に定めるところによるものとする。

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第2）に定めるところによるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者が決定する。

(号給)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(一般職給与条例の準用)

第7条 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号。以下「一般職給与条例」という。）第11条から第13条の2まで（第13条を除く。）、第16条から第19条まで（第17条を除く。）、第20条（第3項、第5項及び第6項を除く。）、第21条から第25条まで（第23条を除く。）、第30条及び第31条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料、手当等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる一般職給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第12条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定により定められた週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）
第13条の2第1項	第4条第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職	医療職
	採用の日以後35年以内の期間、規則	規則
	採用の日以後規則で定める期	規則で定める方法により

	間を経過した日から1年を経過するごとに一定の額を減じて	
第13条の2第2項	前項に規定する職	医療職
	同項の規定により	前項の規定により
第16条第2項	給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額	給料の月額
第18条第2項第2号	定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	定める額
第20条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務する	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務する
	第30条	大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第7条において準用する第30条
第20条第2項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間

	時間	
	第30条	会計年度任用職員給与条例第7条において準用する第30条
第20条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
	第30条	会計年度任用職員給与条例第7条において準用する第30条
第21条	勤務時間条例第9条	大東市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第9条
	勤務時間条例第3条第1項の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	同条例第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
	第30条	会計年度任用職員給与条例第7条において準用する第30条
第22条	第30条	会計年度任用職員給与条例第7条において準用する第30条
第24条	第30条	会計年度任用職員給与条例第7条において準用する第30条
	第20条から第22条まで	会計年度任用職員給与条例第

		7条において準用する第20条から第22条まで
第25条第2項	第20条から第22条まで	会計年度任用職員給与条例第7条において準用する第20条から第22条まで
第31条	ときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する超勤代休時間	ときは
	第11条に規定する	第19条の規定により任命権者が定める

(期末手当)

第8条 一般職給与条例第27条（第1項後段、第3項、第5項及び第6項を除く。）から第27条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、一般職給与条例第27条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに」とあるのは、「給料の月額及びこれに」と読み替えるものとする。

2 任期が6月未満のフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(報酬)

第9条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を大東市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第10号。以下

「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、一般職給与条例第13条の2及び第16条第2項の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第10条 一般職給与条例第19条第2項各号に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、一般職給与条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第11条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつ

ては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。第12条第1項及び第16条第4項において同じ。）の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間について、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務時間 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第12条 勤務時間条例第9条に規定する休日（毎日曜日を週休日と定められているパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員にあつては、同条に規定する休日が、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日に当たるときは、任命権者が定める日）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合

を乗じて得た額とする。

(夜間勤務に係る報酬)

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間について、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(報酬の端数計算)

第14条 第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第15条 一般職給与条例第27条(第1項後段、第3項、第5項及び第6項を除く。)から第27条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)の期末手当について準用する。この場合において、一般職給与条例第27条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月未満のパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間

の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(報酬の支給方法)

第16条 報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、規則で定める日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員には、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員には、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から報酬を支給し、当該パートタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日まで報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日まで報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外
のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現
日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引
いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第17条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め
る額とする。

(1) 月額による報酬 第9条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額
を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に
52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第9条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会
計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第9条第3項の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第18条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務
時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第9条に規定する休日である場合及び勤務時
間条例第19条の規定により任命権者が定める休暇が与えられた場合その他その勤務し
ないことにつき承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に
定める額を減額した報酬を支給する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中

に勤務しないときは、勤務時間条例第19条の規定により任命権者が定める休暇が与えられた場合その他その勤務しないことにつき承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める額を減額した報酬を支給する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第19条 パートタイム会計年度任用職員が一般職給与条例第18条第1項各号に掲げる職員のいずれかに該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項に規定する費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、市長が別に定める。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第20条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 前項に規定する費用弁償の額は、大東市職員等旅費条例(昭和53年条例第6号)の規定の適用を受ける職員(法第3条第2項に規定する一般職の職員に限る。)の例による。

第5章 雑則

(給与からの控除)

第21条 一般職給与条例第33条の規定は、会計年度任用職員の給与からの控除について準用する。

(給与等の口座振替)

第22条 給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(死亡職員に対する給与等の支給)

第23条 給与又は費用弁償を受けるべき会計年度任用職員が死亡した場合において、その会計年度任用職員の給与又は費用弁償は、その遺族に支給する。

2 大東市職員の退職手当に関する条例（平成7年条例第31号）第2条の2の規定は、前項の遺族の範囲、順位及び遺族からの排除について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第24条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、市長が別に定める。

2 前項の場合において、当該会計年度任用職員の給料及び報酬については、月額、日額又は時間額の給料又は報酬が定められている区分に応じ、常時勤務することを要する職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、定めるものとする。ただし、当該会計年度任用職員のうち、日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲において報酬を定めるものとする。

(1) 日額による報酬 70,000円

(2) 時間額による報酬 10,000円

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(期末手当の在職期間に関する特例)

2 この条例の施行の日の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 年条例第 号）第8条の規定による改正前の大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）第2条第1項第5号の規定の適用を受けていた非常勤職員で、同日から引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員の令和2年6月1日を基準日として支給される期末手当に係る在職期間の算定については、第8条及び第15条において準用する一般職給与条例第27条第7項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職務 の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400
19	167,200	225,000
20	168,700	226,600
21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300
24	178,000	232,900

25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200
29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400

54	220,100	270,500
55	221,000	271,800
56	222,000	273,100
57	222,400	274,000
58	223,300	275,000
59	224,100	275,900
60	224,900	277,000
61	225,600	278,100
62	226,600	279,100
63	227,400	280,000
64	228,300	281,000
65	229,000	281,500
66	229,800	282,400
67	230,700	283,100
68	231,700	284,000
69	232,400	285,000
70	233,100	285,800
71	233,700	286,600
72	234,500	287,400
73	235,300	288,200
74	236,000	288,700
75	236,700	289,100
76	237,300	289,600
77	238,000	289,800
78	238,800	290,100
79	239,600	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100

83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300

112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

別表第2（第5条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務

議案第68号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、本市の関係条例について所要の改正を行うため。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 大東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）の
一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を
加える。

（大東市職員定数条例の一部改正）

第2条 大東市職員定数条例（昭和34年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員（）」の次に「臨時の職に関する場合において」を加える。

（大東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第3条 大東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）の
一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「定めて任用される」の次に「常時勤務することを要する」を
加え、同項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付
採用」に改める。

（大東市職員の分限に関する条例の一部改正）

第4条 大東市職員の分限に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように
改正する。

第4条第1項中「3年」の次に「（3年未満の任期の定めがある職員にあつては、当
該任期）」を加え、「越えない」を「超えない」に改め、同条第2項中「すみやかに」

を「速やかに」に改める。

(大東市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 大東市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年条例第 号）第11条から第13条までに規定する報酬の額を除く。））」を加える。

(大東市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 大東市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第19条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

(大東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 大東市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第27条第1項」の次に「（大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年条例第 号。第23条において「会計年度任用職員給与条例」という。）第15条第1項において準用する場合を含む。））」を加え、同条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。））」を加える。

第10条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。））」を加える。

第23条中「職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員

を除く。）」を、「第31条」の次に「（会計年度任用職員給与条例第7条において準用する場合を含む。）」を、「第30条」の次に「（会計年度任用職員給与条例第7条において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（時間額により報酬を定められている者を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して支給する。

- (1) 月額により報酬を定められている者 会計年度任用職員給与条例第17条第1号に定める額
- (2) 日額により報酬を定められている者 会計年度任用職員給与条例第17条第2号に定める額

（大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

第1条中「非常勤」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の非常勤」に、「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に改め、同項中第5号及び第6号を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項第4号」を「前項第4号」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条を削る。

第4条第1項中「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第3条とする。

第5条の見出しを「（報酬の支給方法）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

2 新たに年額又は月額による報酬を支給される特別職非常勤職員となった者には、そ

の日から報酬を支給し、報酬額に異動を生じた特別職非常勤職員には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

3 特別職非常勤職員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

4 特別職非常勤職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

第5条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条中「非常勤職員」を「特別職非常勤職員」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

別表第3消費生活相談員の項を次のように改める。

産業医	月額 120,000円
-----	-------------

別表第5を削る。

(大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「報酬を支給される非常勤職員」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(大東市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 大東市職員の退職手当に関する条例（平成7年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「除く。以下」を「除く。）及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下これらを）」に改める。

(大東市職員等旅費条例の一部改正)

第11条 大東市職員等旅費条例(昭和53年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「一般職の職員」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を加える。

(大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和40年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「報酬を支給される非常勤職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第15条第1項第1号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用企業職員の給与)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員

給料、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員

給料、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年条例第 号)及び大東市職員の退職手当に関する条例(平成7年条例第31号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。